

TPP 交渉からの撤退を求める意見書

TPP 交渉は昨年 12 月の閣僚会議で、各国の利害が対立し、「妥結」しませんでした。しかしアメリカは秋の中間選挙に向け、春までに交渉をまとめようとしています。日本政府もこの動きに呼応し交渉「妥結」の前提として日米 2 国間協議の動きを加速させ、農林水産分野の「重要 5 品目」も関税撤廃の例外としない状況が生まれつつあります。これは昨年 4 月、衆・参議院の農林水産委員会で、「農林水産分野の重要 5 品目などの確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さない」との国会決議を反故にするものです。

日本政府は 7 月 23 日、マレーシアで開催された第 18 回 TPP 交渉（環太平洋経済連携協定）に正式に参加し、秘密保護に関する書簡を各国と交換しました。

そのため交渉中の条文をはじめ、各国から提案された内容や関連文書、交渉でやり取りした情報について、関係国が同意しない限り秘蔵され、協定発効後 4 年間は開示されないことになりました。

このことは「国民への情報提供については、今後とも公開できることは状況の進展に応じて、しっかりと国民の皆さんに提供してまいります」との国会答弁や、「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うように措置すること」との国会決議（平成 25 年 4 月）にも反するものです。このままでは、国民に内容が知らされないまま、交渉の結果だけが押しつけられることとなります。

TPP は原則として関税、非関税障壁を撤廃する協定です。農水省の試算でも日本の食料自給率は大幅に落ち込み、食の安全性が失われるばかりか、公共事業への地元企業優先の禁止など、地域経済や雇用にも深刻な打撃を与えます。さらに混合診療や医療への株式会社参入、不平等な ISD 条項など国民生活をおびやかすことは明らかです。

第一次産業を基幹産業とする北海道経済にも壊滅的な打撃を与え、過疎と高齢化に直面しながらも産業振興計画推進など道勢浮揚にとりくんでいる努力は打ち砕かれ、道民の生活に計りしれない痛みが押しつけられます。

よって、TPP 交渉からただちに撤退することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 17 日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣
農林水産大臣
外務大臣
経済産業大臣



宛